

高畠町災害廃棄物処理計画

令和2年3月31日

高 畠 町

高畠町災害廃棄物処理計画

= 目次 =

第1章 計画の目的	1
-----------	---

第2章 基本的な事項	1
------------	---

1. 計画の位置付け
2. 対象とする災害
3. 災害廃棄物発生量推計
4. 一般廃棄物処理施設等の状況
5. 災害廃棄物処理の基本方針

第3章 組織体制	5
----------	---

1. 組織・体制
 役割分担 13
2. 情報収集及び連絡体制
3. 関係機関との連携

第4章 災害廃棄物処理	15
-------------	----

1. 発生量・処理可能量
2. 処理スケジュール
3. 処理フロー
4. 収集運搬計画
5. 仮置場の設置等

- 6. 処理方法
- 7. 最終処分
- 8. 広域処理
- 9. 処理困難物への対応
- 10. 思い出の品への対応

第5章 その他 25

- 1. 環境対策
- 2. 損壊家屋の解体・撤去
- 3. 県への事務委託
- 4. 人材の育成・確保

第1章 計画の目的

本計画は、東日本大震災、阪神・淡路大震災を始めとする災害や羽越豪雨での水害廃棄物の処理の経験を教訓に、高畠町地域防災計画に基づき、災害によって発生する廃棄物(ごみ、し尿、がれき等)等の処理に係る予防措置、緊急時の対応、復旧時の対応について具体的に定め、今後起こりうる災害に予め備えるものである。

第2章 基本的な事項

1. 計画の位置付け

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき策定するものであり、「山形県災害廃棄物処理計画」を参考とし、高畠町地域防災計画と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、担当部署等の具体的な業務内容を示した。

高畠町で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。

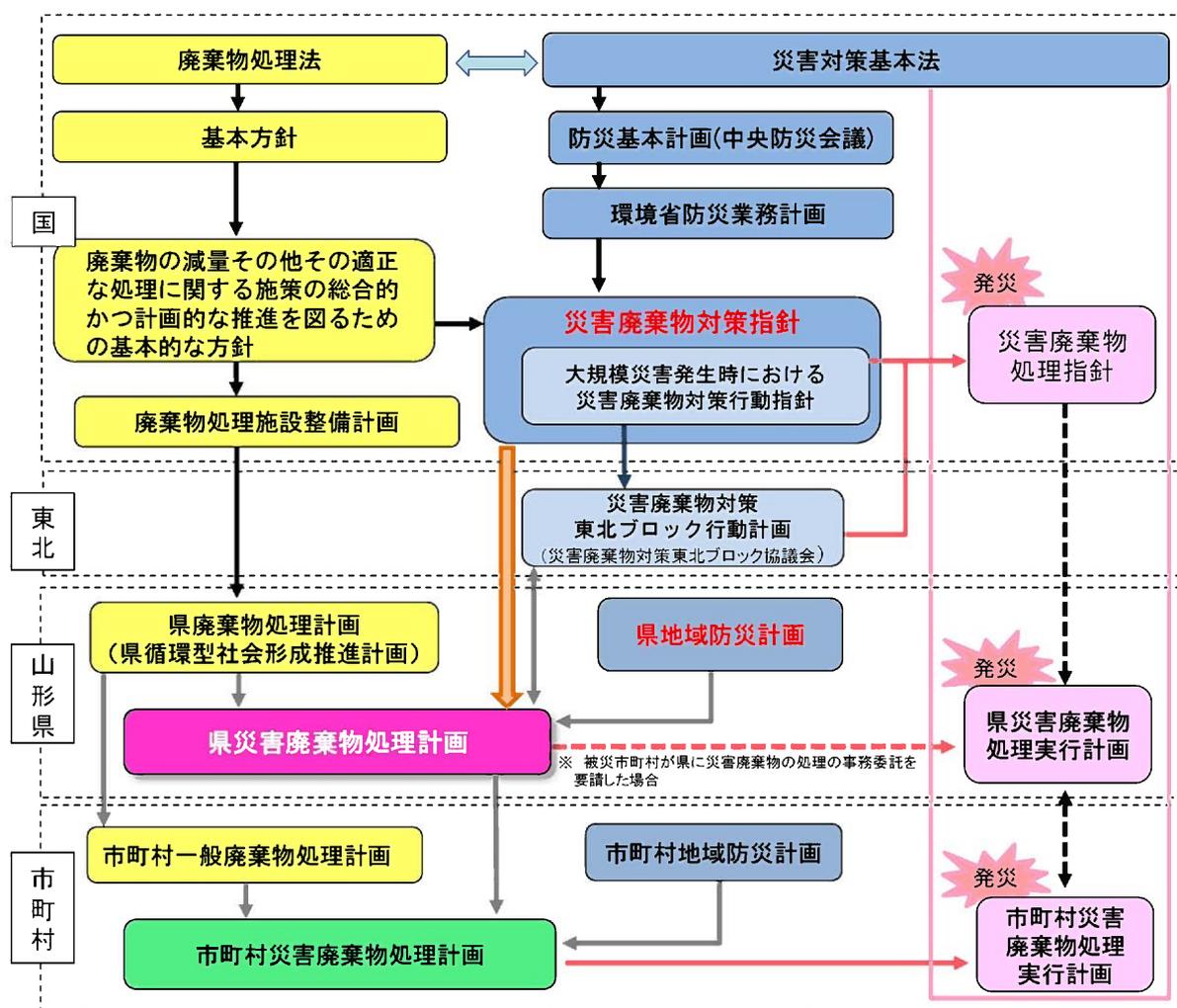


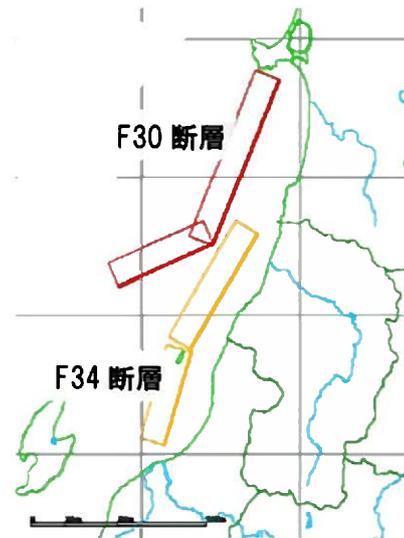
図 2-1 本計画の位置付け

2. 対象とする災害

山形県が策定した「山形県災害廃棄物処理計画」（以下、県計画と称す）に示された災害を対象とする。

表 2-2-1 山形県災害廃棄物処理計画の対象災害

種別	想定地震等	規模	被害想定調査又は被害状況の出典
地震	庄内平野東縁 断層地震	マグニチュード 7.5	地震被害想定調査：平成18年調査 (冬季、全壊10,781棟、半壊23,618棟)
	新庄盆地 断層帯地震	マグニチュード 7.0	地震対策基礎調査：平成10年調査 (冬季、全壊1,295棟、半壊5,342棟)
	山形盆地 断層帯地震	マグニチュード 7.8	山形盆地断層帯被害想定調査：平成14年調査 (冬季、全壊34,792棟、半壊54,397棟)
	長井盆地西縁 断層帯地震	マグニチュード 7.7	地震被害想定調査：平成18年調査 (冬季、全壊22,475棟、半壊50,926棟)
津波	F30断層地震	マグニチュード 7.8	津波浸水想定・被害想定調査：平成28年調査 (冬季18時、全壊10,290棟、半壊20,450棟)
	F34断層地震	マグニチュード 7.7	津波浸水想定・被害想定調査：平成28年調査 (冬季18時、全壊5,490棟、半壊19,050棟)
風水害	羽越豪雨 (既往災害)	総雨量 539mm (小国観測所)	山形県地域防災計画：平成29年11月修正 (発災日：昭和42年8月28～29日、 被害概要：全壊・流失192棟、床上浸水4,130棟)



出典：
「平成26年度山形県津波浸水想定・被害想定調査業務」
(平成28年3月山形県環境エネルギー部)を一部修正

出典：「山形県地域防災計画」
(平成28年11月 山形県防災会議)

図 2-2 想定地震における想定地震の震源域

災害廃棄物は、自然災害により生じた、生活環境の保全上処理が必要とされる廃棄物であり、廃棄物処理法第2条第2項の一般廃棄物に該当する。

本計画において対象とする主な廃棄物は、木くずやコンクリートがら等の災害廃棄物、洪水堆積物及び生活ごみや避難所ごみ等である

表 2-2-2 災害時に発生する廃棄物

種類		内容
災害廃棄物	木くず	柱・梁・壁材、水害による流木等
	コンクリートがら等	コンクリート片やブロック、アスファルトくず等
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
	可燃物	繊維類、紙、細かな木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	腐敗性廃棄物	畳、被災冷蔵庫等から排出される食品・農産物、農産加工場や飼肥料工場等から発生する原料・製品等
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で被災により使用できなくなったもの
	廃自動車	被災により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
	有害廃棄物	石綿、PCB（ポリ塩化ビフェニル）、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA（木材処理剤）、有機塩素化合物、医薬品類、農薬類等
その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物、ピアノ、マットレスなど市町村の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボード、太陽光パネル等	
避難者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ	被災後に家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ、携帯トイレ等
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ（容器包装や段ボール、衣類が多く排出される等、平時とは異なる廃棄物が排出される）、携帯トイレ等
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿
片付けごみ	住民が自宅の片付けを行った際に排出される廃棄物（主に家具・家財や廃家電等が該当）	

- ※ その他、アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、金庫、貴重品などの「思い出の品」は、別途取り扱う。
- ※ 事業活動に伴う廃棄物等については、原則として事業者責任で処理するものであるが、被災市町村の復興計画や市町村処理計画の中で処理の取り扱いが定められた場合はその限りではない。
- ※ 種類は対策指針に基づいており、今後の対策指針の改定により変更となる場合がある。

3. 災害廃棄物発生量推計

県計画では、災害廃棄物の発生量が最多となる冬季のケースについて、想定地震別に整理されている。二市二町及び置広管内の発生量の内訳は表 2-3 のとおりであり、長井盆地西地震での置賜（三市五町）全体でみると当町の発生量は 13%ほどとなる。

表 2-3 地震災害における各市町の災害廃棄物発生量 (単位：t)

地震	庄内平野東縁	新庄盆地	山形盆地	長井盆地西縁
① 米沢市	0	0	137	666,014
② 南陽市	276	0	137	316,456
③ 高畠町	23	0	137	276,596
④ 川西町	0	0	141	174,439
置賜合計	736	0	905	2,082,016

4. 一般廃棄物処理施設等の状況

高畠町の一般廃棄物の処理は、可燃ごみは、置賜広域行政事務組合（以下「置広」という。）千代田クリーンセンターで、不燃ごみは、千代田クリーンセンターで受け入れたのち置広長井クリーンセンターで行っている。

また、し尿や浄化槽汚泥は、置広南陽クリーンセンター（し尿及び浄化槽汚泥処理施設）で処理を行っている。

表 2-4-1 可燃ごみ処理施設の概要

施設名	処理方法	処理能力	所在地
千代田クリーンセンター	全連続燃焼式	255t/日	高畠町大字夏茂 2933

表 2-4-2 不燃ごみ処理施設の概要

施設名	処理方法	処理能力	所在地
長井クリーンセンター	粗大ごみ破砕処理	30t/5h	長井市舟場 30 番 1 号

表 2-4-3 し尿等処理施設の概要

施設名	処理方法	処理能力	所在地
南陽クリーンセンター	高負荷脱窒素処理方式	85k1/日	南陽市露橋 620 番地

5. 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物は、一般廃棄物に該当し、基本的に処理は置広で行うこととなるため、以下の方針に基づき実施する。

- ① 災害廃棄物等は、できる限り自区域内で処理を行う。自区域内で処理できないものについては、県等に応援を要請する。
- ② 災害廃棄物の分別を徹底し、再生利用を行い、埋立処分の削減をはかる。
- ③ 衛生や火災予防等の観点から優先度の高い廃棄物の処理を迅速に進める。

第3章 組織体制

1. 組織・体制

【災害対策本部の組織】

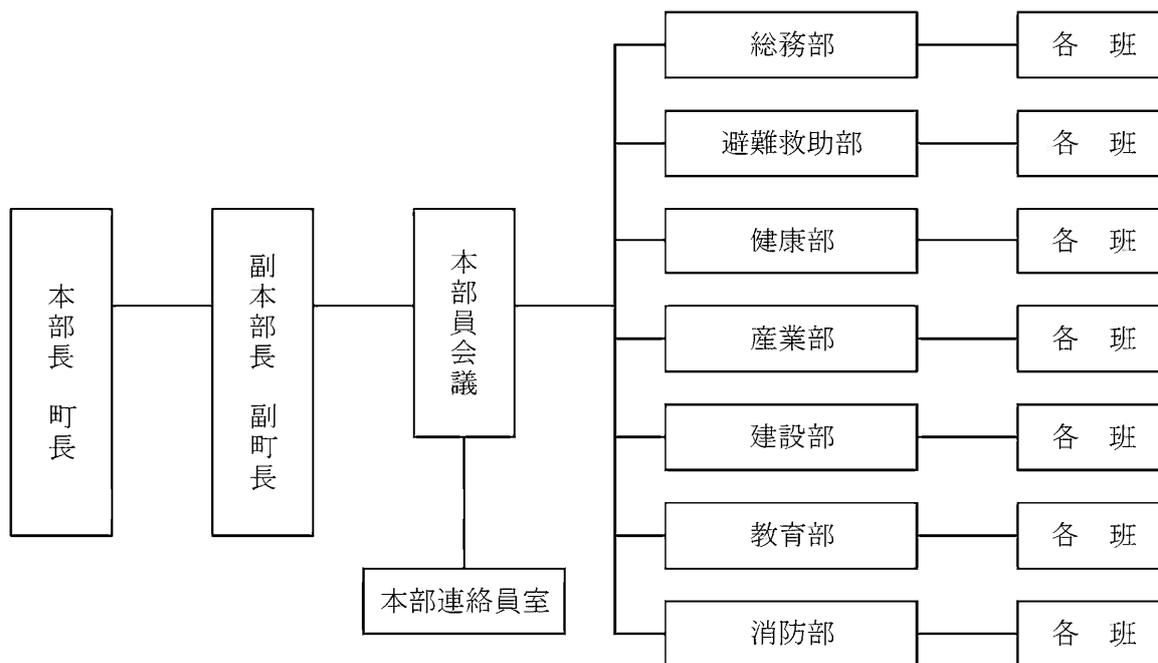


図 3-1 高畠町災害対策本部の組織

【災害対策本部の所掌】

表 3-1-1 高畠町災害対策本部組織編制及び各部、各班の事務分掌（参考）

総務部

班名	分掌事務
総務班	1 本部の開設閉鎖に関すること 2 本部員会議に関すること 3 本部長の命令伝達に関すること 4 総合防災対策の樹立に関すること 5 自衛隊の派遣要請に関すること 6 被害現地調査その他特別調査班の編成に関すること 7 災害救助法の適用に関すること 8 災害時の職員動員計画及び実施に関すること 9 庁舎機能の保全に関すること 10 職員の非常招集に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> 11 災害対策従事職員の健康管理に関する事 12 災害対策従事職員の食料確保に関する事 13 被災職員の救済に関する事 14 他の自治体からの職員の応援および派遣に関する事 15 派遣職員の宿舎及び食料並びに勤務条件に関する事 16 避難勧告等の発令、伝達に関する事 17 警察官の派遣申請に関する事 18 防犯活動に関する事 19 交通情報の集約に関する事 20 車両の確保と運行に関する事 21 所要燃料の供給確保に関する事 22 その他輸送力の確保計画に関する事 23 町有財産の被害調査に関する事 24 町有財産の応急対策に関する事 25 応急物資及び資材の輸送計画並びに輸送に関する事 26 災害派遣等従事車輛証明書の発行に関する事 27 本部長及び副本部長の秘書に関する事 28 視察者及び見舞客等の接遇に関する事 29 罹災職員の公務災害及び福利厚生に関する事
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の庶務に関する事 2 県本部及び防災関係機関との連絡調整に関する事 3 高畠町防災会議に関する事 4 行政区、自主防災会等及び災害協力団体との連絡調整に関する事 5 町議会との連絡に関する事 6 山形県防災行政無線に関する事 7 災害対策用被服貸与に関する事 8 その他各部各班に属さない庶務に関する事
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> 1 気象情報の収受及び伝達並びに災害情報の集約と発表に関する事 2 雨量及び河川の水位並びに流量の調査に関する事 3 災害関係文書受理、作成及び発送に関する事 4 班内の連絡調整に関する事 5 臨時電話の設置に関する事 6 職員の動員状況の記録に関する事 7 指揮命令の伝達及び各部、各班及び各支部との連絡に関する事 8 被害の状況の把握及び報告に関する事 9 「県本部」への被害状況等の報告に関する事 10 本部連絡員室に関する事 11 被害の記録及び被害対策の取りまとめに関する事 12 町民に関する災害広報に関する事 13 臨時広報紙の発刊及びテレビ及びラジオの臨時番組の放送に関する事 14 新聞広告の掲載に関する事 15 広報車の運用に関する事 16 報道機関との連絡調整及び同機関への情報に関する事 17 災害全般の撮影記録に関する事 18 町民からの通報、要望に関する事 19 協力機関の連絡調整及び相互協力に関する事

企画班	<ol style="list-style-type: none"> 1 国等の現地視察に関する事 2 国及び県に対する説明資料の作成に関する事 3 国及び県に対する要望等の資料作成に関する事 4 国及び県への陳情取りまとめに関する事 5 災害統計に関する事 6 災害対策用資金の応急出納に関する事 7 災害救助法に基づく求償に関する事
-----	---

避難救助部

班名	分掌事務
避難班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所開設及び避難誘導に関する事 2 避難所の管理運営に関する事 3 避難所からの災害状況並びに被害情報の集約に関する事 4 現地災害対策本部の設置及び活動に関する事 5 被災者の収容に関する事 6 被災者の安否問合せに関する事 7 身元不明者の捜索及び収容に関する事 8 災害警報及び信号に関する事 9 避難計画及び避難者の誘導に関する事 10 その他避難救助班内の連絡調整に関する事 11 社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事 12 社会教育施設利用者保護に関する事 13 社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事 14 文化財並びに文化施設の災害対策及び被害調査に関する事
福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 日本赤十字奉仕団への協力要請に関する事 2 災害義援金の受理及び出納保管に関する事 3 ボランティアの受入と活動に関する事 4 ボランティアの宿舎等に関する事 5 被災者救援全般に関する事 6 被災地の老人福祉全般に関する事 7 被災地の生活保護家庭及び母子家庭及び母子世帯の援護対策に関する事 8 被災地の生活安定に関する事 9 罹災者に対する世帯更正資金に関する事 10 避難行動要支援者の安否確認に関する事 11 福祉避難所の設置に関する事 12 民生児童委員との連携 13 被災地の児童及び母子の福祉に関する事 14 災害見舞金に関する事 15 その他災害における町民の福祉に関する事
物資・税務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助物資及び資材等の調査並びに斡旋に関する事 2 救助物資の受入及び保管に関する事 3 物資及び資材等に関し、関係機関及び業者との連絡調整に関する事 4 生活の必需品、食料品等の調達及び確保に関する事 5 救助物資の調達及び供給計画に関する事 6 応急炊出並びに食料品や寝具等、生活必需品の確保及び配給に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> 7 救援物資の受理及び配布に関する事 8 被害調査の応援に関する事 9 災害に伴う諸税の減免に関する事 10 住家等の被害調査及び認定に関する事 11 災害に伴う固定資産税及び都市計画税の減免に関する事 12 罹災者に対する延滞金の免除及び滞納処分の執行猶予に関する事 13 その他災害に伴う納税相談に関する事 14 罹災台帳の整備及び罹災証明書の発行に関する事 15 被災証明書の発行に関する事
住民班	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災町民の相談受付並びに取りまとめに関する事 2 相談所開設に関する事 3 遺体の埋火葬の事務手続きに関する事 4 災害による死亡者及び行路死病人に関する事 5 身元不明者等の埋火葬に関する事 6 罹災者に対する抛出年金の保険料免除に関する事 7 部内各班の連絡調整に関する事
防疫班	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災地の清掃及び衛生環境に関する事 2 被災地のへい獣処理に関する事 3 被災地のそ族及び昆虫の駆除に関する事 4 災害による汚染水の調査及び流出防止指導に関する事 5 避難所の環境衛生の保持に関する事 6 避難所の清掃及び汚物処理に関する事 7 避難所等のごみ収集に関する事 8 災害廃棄物の処理に関する事 9 被災者、被災地の防疫並びに伝染病及びその他疾病の予防に関する事 10 防疫薬品、資材の調達及び配分機械器具の整備に関する事 11 衛生関係施設の災害調査及び応急対策に関する事 12 災害地の防疫実施に関する事

健康部

班名	分掌事務
医務班	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急救護所の開設に関する事 2 応急救護所における応急処置と負傷者の把握に関する事 3 医療班編成に関する事 4 医師及び看護師の協力要請に関する事 5 医師会及び医療機関への応援要請に関する事 6 医療薬品及び衛生資材の確保配分に関する事 7 医療機関の被害調査に関する事 8 その他部長の命ずる応急対策に関する事
健康班	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災者の保健指導に関する事 2 被災者の食品衛生及び栄養の保持に関する事 3 部内の応援に関する事

産業部

班名	分掌事務
農地班	<ol style="list-style-type: none"> 1 罹災農家に対する各種農業災害資金の融資斡旋に関する事 2 農業用施設の被害状況調査及び応急措置と復旧対策に関する事 3 農業用施設被害の記録及び被害写真撮影に関する事 4 農産物及び畜産の被害調査に関する事 5 非常用食料の調達及び確保に関する事 6 災害時における種苗、生産資材及び肥料等の対策に関する事 7 病害虫の発生予防及び防除並びに家畜の防疫に関する事 8 農業技術及び普及対策に関する事 9 農地等災害の応急措置及び復旧対策に関する事 10 農地等の被害状況調査に関する事 11 森林及び林業施設の被害調査及び応急復旧に関する事 12 治山治水及び林務砂防施設等の被害調査に関する事 13 治山治水及び林務砂防施設等の応急措置と復旧対策に関する事 14 林業被害の調査及び応急復旧に関する事 15 林野火災の応急対策に関する事 16 災害対策用木材及び燃料の調達に関する事 17 被災農地に係わる交換分合等の農地事項に関する事 18 災害に関する金融措置に関する事 19 罹災者世帯の復興資材の斡旋並びにその他援助に関する事
商工班	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業者の被害調査及び応急対策に関する事 2 被災者商工業者の経営指導に関する事 3 商工業施設等の災害に関連する金融措置に関する事 4 企業等の被害調査及び応急対策に関する事 5 商工関係施設の応急対策に関する事 6 観光関係業者の被害調査に関する事 7 観光地及び観光関係施設の応急対策に関する事 8 観光客等への応急対策に関する事 9 罹災者世帯の復興資材の斡旋並びにその他援助に関する事

建設部

班名	分掌事務
道路河川班	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設等の被害調査及び応急対策に関する事 2 地すべり、雪崩等の被害調査及び防止対策並びに応急対策に関する事 3 災害復旧用土木資材の確保に関する事 4 総合支庁建設部その他関係機関との連絡に関する事 5 建設業者の応援計画の作成及び要請に関する事 6 公共土木施設等の応急措置及び災害復旧に関する事 7 河川等の障害物等の除去に関する事 8 被害の記録及び被害写真撮影に関する事 9 交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関する事 10 幹線道路の通行確保に関する事 11 道路等の災害復旧に関する事 12 道路啓開及び障害物除去の建設機械及び運転者の確保に関する事

	<p>13 雨量、河川の水位並びに流量の調査に関する情報収集及び通報に関すること</p> <p>14 道路、堤防、橋梁等の災害防止及び被害調査並びに応急資材の確保に関すること</p>
住宅班	<p>1 建築物の被害調査に関すること</p> <p>2 被災建築物の復旧指導及び安全対策に関すること</p> <p>3 被災工作物の除去及び安全対策に関すること</p> <p>4 住宅の応急修理に関すること</p> <p>5 町営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること</p> <p>6 災害住宅の融資斡旋及び建築指導に関すること</p> <p>7 災害救助用仮設住宅の建設及び資材調達に関すること</p> <p>8 町営住宅への特定入居に関すること</p> <p>9 公園、緑地及び街路樹等の被害調査並びに応急復旧に関すること</p> <p>10 被災建築物の応急危険度判定の必要性の判断及び業務に関すること</p> <p>11 応急収容施設の建設用地に関すること</p> <p>12 その他建築技術に関すること</p>
上水道班	<p>1 飲料水の補助及び確保に関すること</p> <p>2 水道施設の応急修理資材の調達及び確保に関すること</p> <p>3 地区における断水広報に関すること</p> <p>4 水源地の確保に関すること</p> <p>5 関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>6 水道施設の応急修理資材の応急対策に関すること</p> <p>7 災害地に対する飲料水の供給並びに周知に関すること</p> <p>8 水源地の保護及び応急作業に関すること</p> <p>9 応急給水の調整に関すること</p> <p>10 断水等の原因及び被害状況の調査に関すること</p> <p>11 応急復旧対策に関すること</p> <p>12 復旧工事の設計及び関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>13 復旧工事の施工に関すること</p> <p>14 浄水及び配水池の保全に関すること</p> <p>15 水質検査及び水質管理に関すること</p> <p>16 塩素ガス漏洩事故防止と処理に関すること</p> <p>17 断水等の情報収集に関すること</p> <p>18 応急給水の受付に関すること</p> <p>19 給水車による応急給水に関すること</p> <p>20 給水装置及びメーター保全に関すること</p> <p>21 地下埋設施設関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>22 災害に伴う水道料金の減免に関すること</p> <p>23 部内各班の応援に関すること</p>
下水道班	<p>1 下水道等施設の被害調査及び報告に関すること</p> <p>2 下水道等施設の災害応急対策及び排水対策に関すること</p> <p>3 部内各班の応援に関すること</p> <p>4 応急復旧対策に関すること</p> <p>5 復旧工事の設計及び関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>6 復旧工事の施工に関すること</p>

教育部

班名	分掌事務
学校班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所（収容施設）供与に関する事 2 災害時における学校給食の対策に関する事 3 その他教育に必要な応急対策に関する事 4 県教育委員会との連絡調整に関する事 5 学校教育施設、学校体育施設等の被害調査及び応急復旧に関する事 6 被災生徒用の教科書及び学用品の支給に関する事 7 災害時の応急教育に関する事 8 教材、学用品の調達及び支給に関する事 9 災害時の炊き出し協力に関する事 10 災害活動に協力する教員、児童及び生徒との連絡調整に関する事 11 罹災生徒の保護に関する事 12 通学路の安全確保に関する事 13 生徒の安全及び保健衛生に関する事 14 災害時における教職員の動員計画及び非常収集に関する事 15 生徒の避難計画並びに実施及び保護に係る事 16 教育施設の避難所に貸与の斡旋及び協力に関する事
子ども班	<ol style="list-style-type: none"> 1 幼稚園及び保育園児の救護に関する事 2 児童福祉施設等の被害調査及び応急復旧に関する事 3 災害時の応急教育に関する事 4 教材、学用品の調達及び支給に関する事 5 災害時の炊出し協力に関する事 6 災害活動に協力する教員、児童との連絡調整に関する事 7 児童の安全及び保健衛生に関する事 8 児童の避難計画並びに実施及び保護に関する事

消防部

班名	分掌事務
消防班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部との連絡調整並びに災害情報、気象情報の収集及び伝達に関する事 2 災害協力関係団体との連絡調整に関する事 3 物品及び資器材の調達並びに食料の調達に関する事 4 隊員の安全管理及び保健衛生並びに公務災害補償に関する事 5 その他部長の命ずる応急対策に関する事 6 災害予防及び広報に関する事 7 その他災害の予防対策に関する事 8 被害状況の調査及び報告に関する事 9 被害状況の写真撮影及び記録に関する事 10 消防施設等の被害調査及び応急復旧に関する事 11 避難の指示に関する事 12 本部内の連絡調整及び関係機関への連絡に関する事 13 災害情報の収集、被害調査及び記録に関する事 14 災害時使用資機材の調達に関する事 15 災害使用資機材の修理及び保全に関する事 16 消防署並びに消防団の災害出動車両の点検及び修理に関する事 17 消防職員の非常配備発令に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> 18 災害現場への出動に関する事 19 災害の警戒及び防衛の実施に関する事 20 救急及び救助の実施に関する事 21 遺体の捜索に関する事 22 消防無線の統制及び運用に関する事 23 災害救助の相互連絡に関する事 24 消防及び水防活動に関する事 25 水利の統制に関する事 26 応援要請に関する事 27 その他警防活動に関する事
消防団班	<ul style="list-style-type: none"> 1 消防団の非常配備発令に関する事 2 消防団の災害現場活動に関する事 3 災害出動の消防団事務に関する事 4 その他部長の命ずる応急対策に関する事 5 災害予防及び広報に関する事 6 その他災害の予防対策に関する事 7 被害状況の調査及び報告に関する事 8 被害状況の写真撮影及び記録に関する事 9 消防施設等の被害調査及び応急復旧に関する事 10 避難の指示に関する事 11 災害情報の収集、被害調査及び記録に関する事 12 災害現場への出動に関する事 13 災害の警戒及び防衛の実施に関する事 14 災害救助の相互連絡に関する事 15 消防及び水防活動に関する事 16 水利の統制に関する事 17 その他警防活動に関する事

【役割分担】

表3-1-2 役割と業務内容

役割	業務内容	担当課等
① 総括責任者	職員の安全確保及び安否確認 災害廃棄物処理チームの設置・運営、全体の状況把握 災害廃棄物等対策の総括、運営、進行管理	高島町生活環境課
② 企画	情報収集、被災状況の把握 災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し	
③ 総務	庁内（土木部署等）、国、県、支援団体との連絡調整 他の市町村、支援団体等への応援要請、調整 人員確保、労務管理仮設処理施設整備、車両等の資機材調達等	
④ 経理	資金の調達・管理、施設整備、資機材調達等の契約 国庫補助の対応	
⑤ 住民窓口	住民広報（ごみ・し尿の収集、仮設トイレ、仮置場） 住民広報（解体撤去等） 家屋解体の受付 問い合わせ対応	
⑥ ごみ・し尿対応	仮設トイレの設置、維持管理、撤去 ごみ（避難所・一般家庭）収集・処理 し尿（避難所・一般家庭）収集・処理 一般廃棄物処理施設、車両等の資機材の状況確認	
⑦ 仮置場	住民用仮置場（廃家具・廃家電等の受入）の設置、運営管理 一次仮置場（可燃・不燃物等への分別）の設置、運営管理 二次仮置場等（焼却・破砕等の中間処理）への収集運搬	
⑧ 解体撤去	がれき・家屋の解体撤去事業の運営管理 各仮置場への収集運搬	
⑨ 処理	仮設処理施設（二次仮置場含む）の設置、運営管理 再生利用、最終処分の実施	

出典：災害廃棄物処理に係る市町村行動マニュアル～アクションカード付き～（平成29年3月，高知県）

2. 情報収集及び連絡体制

災害廃棄物の発生量、処理の状況、施設の被災状況等を高畠町地域防災計画に基づき、情報収集し、収集した情報は総務担当で集約し、一元管理を行う。災害発生時の連絡体制については、携帯電話以外の複数の通信手段（移動型防災無線等）を確保し、行うものとする。

表 3-2 被災時に収集すべき情報

区分	情報収集する項目	目的
災害廃棄物の発生状況	○ 災害廃棄物の種類と量 ○ 支援ニーズ	処理体制の構築支援
一般廃棄物処理施設の被災状況	○ 被災状況 ○ 復旧見通し ○ 支援ニーズ	
収集運搬体制	○ 道路情報 ○ 収集運搬車両の被害状況	
仮置場設置状況	○ 仮置場の位置と規模 ○ 必要資材の調達状況	
腐敗性廃棄物・有害廃棄物の発生状況	○ 腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 ○ 有害廃棄物の種類と量及び保管状況	生活環境の保全に向けた支援

3. 関係機関との連携

災害廃棄物処理にあたっては、高畠町が主体となり自区内処理を行うことが基本となるが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、県および周辺自治体等との協力・連携により広域的な処理を進める。

災害時の応援協定等については、県内全市町村が参加している「大規模災害発生時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」など、定期的に内容を確認し、適宜見直しを行う。

県では、表 3-3-1 のとおり民間事業者団体と協力を締結していることから、これらの協定も活用する。

表 3-3-1 山形県が民間事業者団体と締結している災害廃棄物に関する協定

団体名	協定名
山形県環境整備事業協同組合	災害一般廃棄物の収集運搬協定書
一般社団法人山形県解体工事業協会	地震等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定
一般社団法人山形県産業廃棄物協会	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定

公益社団法人山形県水質保全協会	災害時における廃棄物収集運搬及び浄化槽の点検等に係る協定
一般社団法人山形県計量協会	災害時における環境調査に関する協定

表 3-3-2 高島町が民間事業者団体と締結している災害廃棄物に関する協定

団体名	協定名
一般社団法人山形県解体工事業協会	建築物の解体撤去等に関する協定

第4章 災害廃棄物処理

1. 発生量・処理可能量

本計画で想定する災害廃棄物の発生量には、県計画において推計した廃棄物量（発生量が最多となる冬季ケース）を使用する。

表 4-1 種類別の災害廃棄物発生量 (単位：t)

種類	庄内平野 東縁断層帯地震	新庄盆地 断層帯地震	山形盆地 断層帯地震	長井盆地 西縁断層帯地震
可燃物	4	0	24,631	49,787
不燃物	4	0	24,631	49,787
コンクリートがら	12	0	71,157	143,830
金属くず	2	0	9,032	18,255
柱角材	1	0	7,389	14,936
合計	23	0	136,841	276,596

発災後においては、建物の被害棟数や水害等の浸水範囲を把握し、収集した情報を基に発生量を予測する。

災害廃棄物の発生量の推計は、災害情報、被害情報、発生原単位を適切に更新することにより、段階に応じてその精度を高め管理していく必要がある。

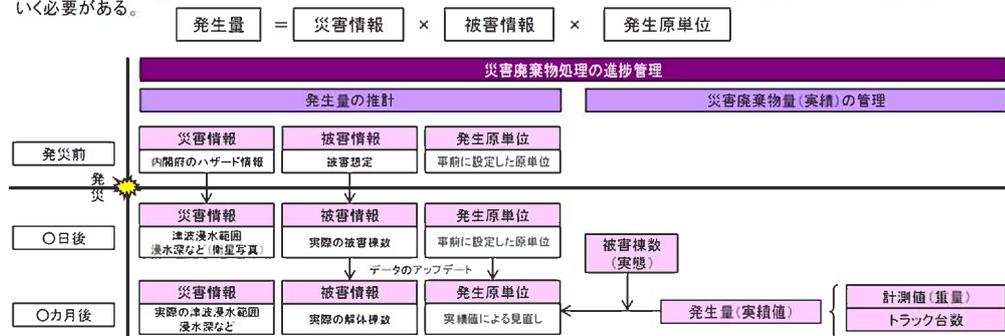


図 4-1 発生量の推計方法 (例)

2. 処理スケジュール

想定される発生量と処理施設の処理可能量等から、最長3年を目途に処理スケジュールを定める。

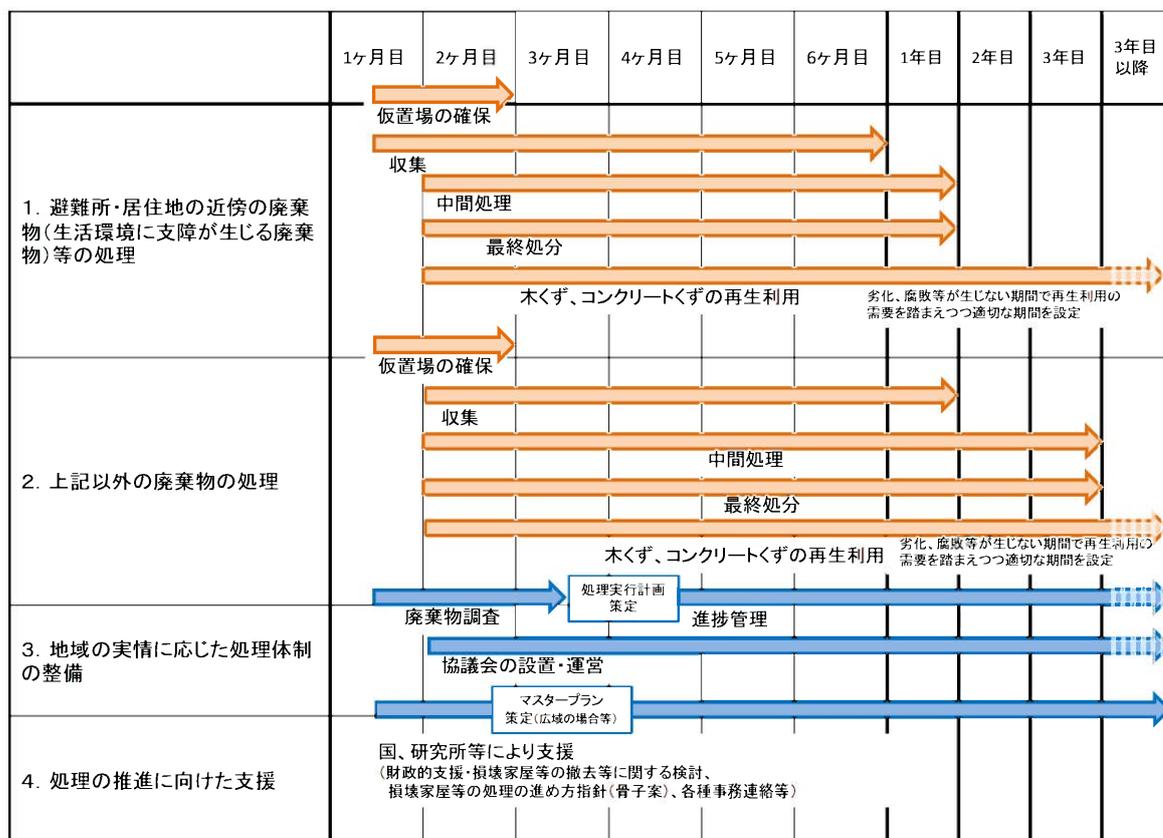


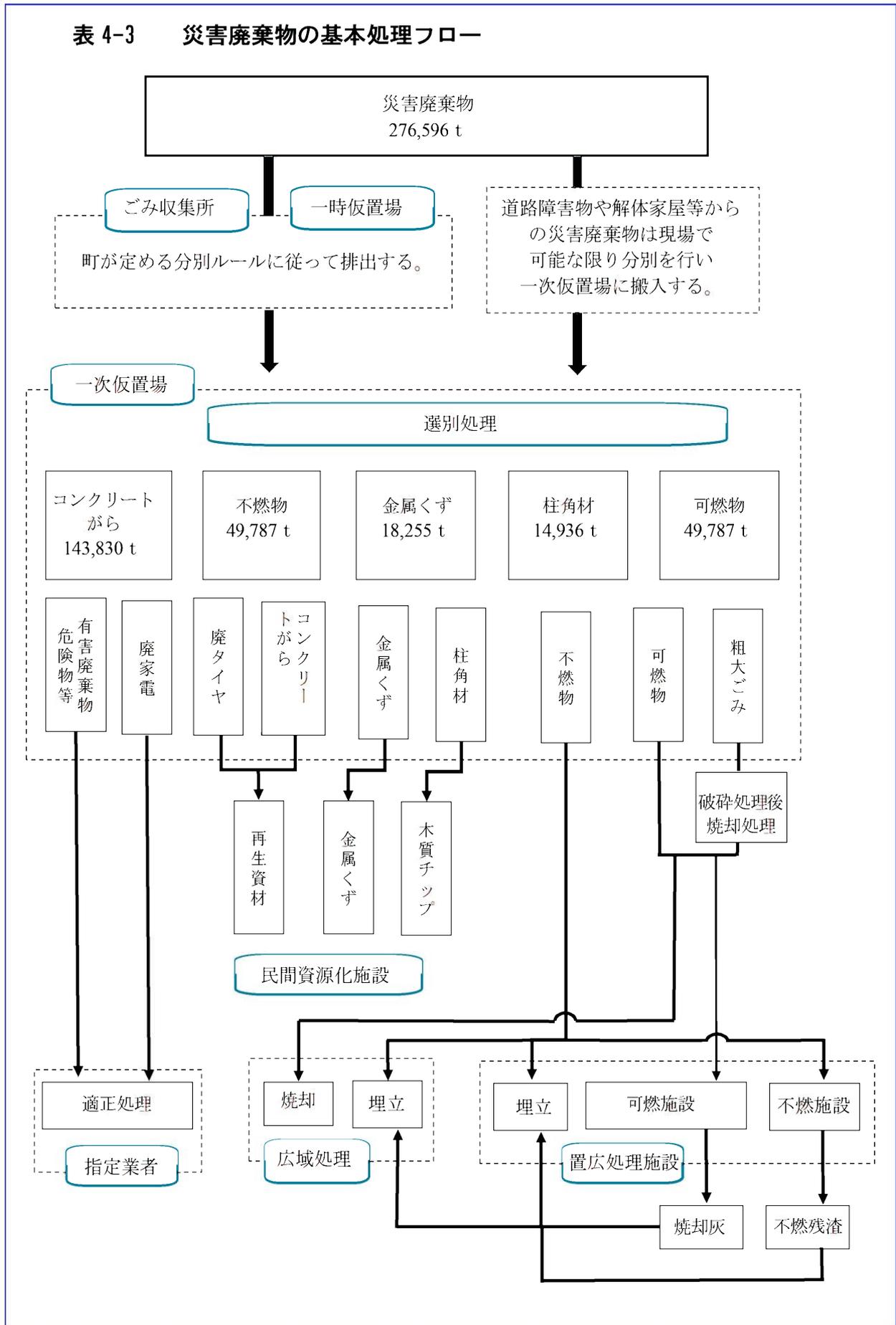
図 4-2 災害廃棄物処理スケジュール

3. 処理フロー

災害廃棄物処理フローは、災害廃棄物の処理方針、発生量・処理可能量等を踏まえ、災害廃棄物の種類毎に、分別、中間処理、最終処分、再資源化の方法とその量を一連の流れで示したものであり、処理方針を検討するために作成するものである。

災害廃棄物の分別過程においてリサイクルが困難な、可燃物、不燃物の量を推計し、地域の廃棄物処理施設において焼却処分や最終処分の方法を検討する。地域の処理施設において処理できないものは広域的な処理を検討する。

表 4-3 災害廃棄物の基本処理フロー



※災害廃棄物の総量と選別数量は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない。

4. 収集運搬計画

災害廃棄物を複数の仮置場から集めて処理施設まで運搬する車両の必要台数について県計画に基づき推計した結果、以下のとおりとなる。

※置広管内数値

表 4-4-1 処理主体別収集運搬車両の必要台数

想定災害	合計	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	柱角材
長井盆地西縁断層地震	55	10	10	19	8	8

収集運搬には、以下の点に留意する。

表4-4-2 収集運搬体制の整備にあたっての検討事項

項目	検討事項
収集運搬車両の位置付け	○ 地域防災計画の中に緊急車両として位置付ける。
優先的に回収する災害廃棄物	○ 有害廃棄物・危険物を優先回収する。 ○ 冬季は着火剤などが多く発生することが想定され、混合状態となると爆発や火災等の事故が懸念されるため、これらのものが発見された際は優先的に回収する。 ○ 夏季は上記に加え、腐敗性廃棄物についても優先回収する。
収集方法	○ 戸別収集又はステーション収集。 (仮置場への個人の持込みを認めた場合、仮置場周辺において渋滞が発生することも懸念される。) ○ 陸上運搬（鉄道運搬を含む）、水上運搬。 (道路などの被災状況により収集運搬方法を決定する。場合によっては、鉄道輸送や水上運搬の可能性も調査する。例えば、被災現場と処理現場を結ぶ経路に鉄道や航路があり、事業者の協力が得られ、これらを利用することで経済的かつ効率的に収集運搬することが可能であると判断される場合など。)
収集運搬ルート 収集運搬時間	○ 地域住民の生活環境への影響や交通渋滞の発生防止など総合的な観点から収集運搬ルートを決定する。 ○ 収集運搬ルートだけでなく、収集運搬時間についても検討する。
必要資機材 (重機・収集運搬車両など)	○ 水分を含んだ畳等の重量のある廃棄物が発生する場合は、積込み・積降ろしに重機が必要となる。収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。
連絡体制・方法	○ 収集運搬車両に無線等を設置するなど、災害時における収集運搬車両間の連絡体制を確保する。
住民への周知	○ 収集ルートや日時などを住民に周知する。
その他	○ 収集運搬車両からの落下物防止策などを検討する。

5. 仮置場の設置等

発災直後に速やかに設置する必要があるため、平常時において、仮置場候補地をあらかじめ選定しておくことが重要であることから、県計画を参考に選定する。仮置場候補地は多ければ多いほど災害時の初動体制がとりやすく、想定外の災害に備えるためにも、徐々に候補地を増やすなど、可能な限り多くの仮置場を確保しておくことが必要である。

また、近隣市町村と仮置場の開設期間、受入品目が異なる場合に、他の市町村の住民の持ち込みや住民からの問合せが多くなることが想定される。したがって、できる限り、近隣市町村と災害廃棄物の受け入れに関する方針を共通にすることが望ましい。方針を共通にすることが難しい場合は、住民への広報を徹底する。

仮置場の開設に当たっては、管理する人員（仮置場の全体管理、車両案内、荷降ろし、分別の手伝い、夜間の警備（不法投棄、盗難防止）等）や資機材（廃棄物の下に敷くシート（鉄板）、粗選別等に用いる重機、仮置場の周辺を囲むフェンス、飛散防止のためのネット、分別区分を示す立て看板、害虫発生防止のための薬剤等）が必要となることから、必要となる資機材の種類と量、仮置場の管理・指導の担い手（他自治体や退職者等への要請）について検討する。

また、仮置場開設時には、自治会と連携しながら、住民へ周知する仮置場の運用ルールやボランティアについて、役割を決め、運用ルールを検討する。

さらに大規模な災害で仮置場の規模が大きくなる場合は、分別の細分化や分別の徹底を行うことにより、その後の処理の迅速化や効率化が図られることから設置の際に徹底する。

第1段階：仮置場候補地の抽出
法律・条例の規制及び規制以外の諸条件によるふるい分け

市町村の全域から、法律・条例により土地利用が規制されている区域や法律・条例による規制はないが、行政施策との整合性、自然環境、防災等の諸条件から選定しないことが望ましい区域を割り出し、仮置場候補地の選定対象外とする。

- (1) 法律・条例の規制区域の整理、選定しないことが望ましい区域の整理
- (2) 地図情報（GIS）による整理



第2段階：仮置場候補地の絞り込み
面積、地形等の物理的条件による絞り込み

仮置場整備に必要な面積を確保できるなどの物理的条件から立地候補地を複数箇所抽出する。抽出時には、面積のほか、地形、地盤、形状、現状の土地利用等も配慮する。また、公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾等の公有地（市有地、県有地、国有地等）の利用を基本とする。ただし、公有地で確保できない場合は、私有地も検討する。

- (1) 必要面積の確保と地形・地盤等の諸条件
- (2) 地図情報（GIS）による整理



第3段階：仮置場候補地の選定【仮置場候補地の順位付け】
候補地の選定

仮置場候補地に対して、自然環境、周辺環境、運搬効率、用地確保の容易性等から評価項目を設定し、現地を確認するとともに仮置場整備構想案を作成し、総合評価により、仮置場候補地の順位付けを行う。

- (1) 仮置場候補地の選定基準の設定
- (2) 現地確認と仮置場整備構想案の作成
- (3) 総合評価（総合的に点数評価 ⇒ 最終候補地を選定）

6. 処理方法

災害廃棄物等の再生利用を進めることは、最終処分量を削減し、処理期間の短縮などに有効であるため、あらかじめ検討した処理フローに基づき、廃棄物ごとに県計画及び対策指針にある留意点に配慮し、処理と再生利用、処分の手順を定める。

災害時には、様々な種類の災害廃棄物が発生することから、平常時に処理可能な事業者を検討する。

復旧時の公共事業等において、優先的に再生利用製品を使用するよう担当部署と調整を図る。

再生利用製品が使用されるまでの間の保管場所（処理施設の保管場所、資材置場等）を確保する。

表 4-6 災害廃棄物の種類ごとの処理事業者

災害廃棄物種類	処理区分	事業者名	住 所
木くず [※]	中間処理	みどり環境建設(株)	高島町大字夏茂 722-1

7. 最終処分

処理の基本方針に従い最終処分量を最少化するため、災害廃棄物の資源化及び減量化を最大限促進する。

資源化や焼却等の中間処理による減容ができない災害廃棄物については、埋め立てるために最終処分場（置広及び産業廃棄物最終処分場）の確保を行う。最終処分場の確保が困難な場合、県へ支援を要請する。

表 4-7-1 一般廃棄物最終処分場

市町村・一部事務組合名	施設の名称	埋立物	埋立場所 土地所有	埋立方式 管理体制	総面積 埋立地面積 (㎡)	全体容量 残余容量 (㎡)	埋立開始 埋立終了 (終了見込)
置賜広域行政事務組合	千代田クリーンセンター 浅川最終処分場	不燃・処渣燃渣・他	平地 自己所有	セル, サンド 一部委託	83,893 61,070	323,430 28,378 平成30年度末	平 5.4 (令 3.7)

表 4-7-2 産業廃棄物最終処分場一覧

施設名		所在地	許可年月日	面積 (㎡)	容量 (㎡)	平成27年度末 残余容量 (㎡)
安 定 型 最 終 処 分 場	1	東北クリーン開発(株)	中山町大字土橋	H12. 2. 28	42, 647	769, 830
	2	(株)最上クリーンセンター	最上町大字東法田	H28. 2. 18	48, 000	873, 210
	3	(株)荒正	山形市蔵王上野	S59. 8. 23	17, 850	171, 800

	4	(有)渡辺商店	米沢市大字赤崩	H2. 3. 1	9, 838	50, 135	20, 708
	計 4 施設				118, 335	1, 864, 975	588, 311
管理型最終処分場	1	ジークライト(株)	米沢市大字板谷	H28. 2. 18	111, 804	4, 120, 082	2, 556, 820
	2	テルス(株)	白鷹町大字栃窪	S54. 11. 17	51, 286	1, 270, 232	283, 979
	3	(株)アシスト	村山市大字富並	H8. 3. 28	45, 800	874, 790	310, 173
	4	(株)荒正	山形市蔵王上野	S62. 4. 7	26, 690	242, 300	12, 500
	5	中央公害清掃(株)第一	山辺町大字北山	S54. 3. 30	8, 449	170, 089	52, 478
	6	中央公害清掃(株)第二	山辺町大字北山	S59. 11. 7	12, 438	230, 848	15, 354
	7	(株)キヨシミ産研	中山町大字土橋	H8. 9. 18	27, 986	351, 084	47, 241
	8	福興プラント建設(株)	米沢市大字板谷	S63. 12. 7	6, 563	77, 437	20, 837
	9	(株)エコス米沢	米沢市大字築沢	H11. 12. 27	31, 680	245, 475	107, 397
		合計 9 施設				322, 696	7, 582, 337
処理業者 合計 13 施設					449, 031	441, 031	9, 447, 312

8. 広域処理

高島町内の一般廃棄物処理施設や産業廃棄物処理施設を最大限に利用するが、発災後の被害状況から、処理期間が長い、または施設の能力が不足して、復旧・復興に時間がかかると判断した場合は、広域的な処理・処分を検討する。

広域的な処理が必要な場合は、県関係市町村と調整する。

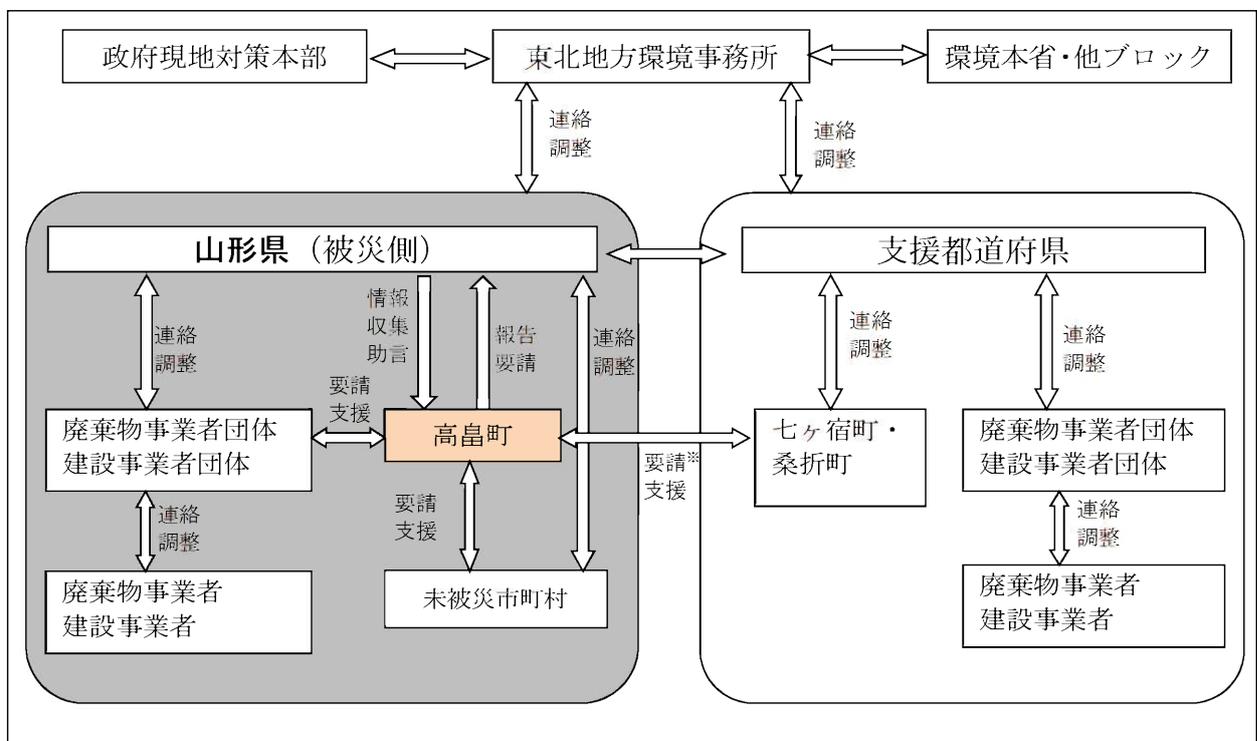


図 4-8 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制の概念図

9. 処理困難物への対応

高島町で通常収集・処理を行っていない災害廃棄物は、あらかじめ県及び置広及び民間事業者と取り扱い方法を検討し、処理方法を定める。

有害物質取扱事業所を所管する関係機関と連携し、厳正な保管及び災害時における対策を定める。

表 4-9 町内で発生する可能性のある処理困難物とそれらへの対応方針

処理困難物	概要	対応方針
①廃自動車	水害による流出や道路や建物等の破壊により発生する。所有権の扱いや保管場所、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	自動車リサイクル法に則り処理する。車両の撤去・移動や所有者の引き取りの意思確認、所有者もしくは引取業者（自動車販売業者、解体業者）に引き渡すまでの仮置場での保管を行う。
②畳	水害による浸水や家屋解体等に伴い発生する。浸水した場合の腐敗対策や保管場所、処分先の確保において困難を伴う。	焼却炉の条件に応じて前処理を行い、焼却処理する。保管中の腐敗対策、火災に留意する。
③流木	水害による斜面崩壊による土砂災害などに伴い発生する。重量物であり、根系に多量に土砂が付着することがあり、取り扱いや保管場所の確保に困難を伴う。	根系に付着した土砂はふるい選別等により可能な限り除去する。木材部分は、柱角材として再利用するが、木材の保存状態に応じてチップ化や、焼却処理を行う。
④廃タイヤ	水害で流出した自動車や自動車修理工場やタイヤ販売店からの流出に伴い発生する。中空構造により嵩張り、保管場所確保に困難を伴う。また、一度燃えはじめると消火困難である。	廃タイヤのリサイクル事業者へ引き渡すが、汚れの状態等に応じて洗浄等の措置を行い、リサイクル事業者の受入れ条件に合わせる。自動車についているタイヤは廃自動車と同じルートで処理する。
⑤石膏ボード	建物の倒壊、解体により発生する。水濡れにより再生不可能となるため、保管に注意を要する。また、カドミウム、ヒ素、アスベストを含有する製品もあり、取り扱いに注意を要する。	管理型最終処分場へ処分するが、アスベスト等有害物質を含有する場合、適正な措置を施したうえで処分する。
⑥消防法で定める危険物	消防法で定められた、①火災発生の危険性が高い、②火災が発生した場合に火災を拡大する危険性が高い、③火災の際の消火の困難性が高いなどの性状を有する物品	最終的には、専門業者への処理を委託するが、物質の種類に応じて、火災防止策に留意して管理する。
⑦高圧ガス容器	水害による流出や建物の倒壊により LP ガス等の高圧ガスを封入したガス容器が発生する。ガス容器は内部温度上昇による爆発の可能性があるため、取り扱いに注意を要する。	最終的には、専門業者への処理を委託するが、ボンベの内容物の確認、運搬時の衝撃防止、火気の忌避などに留意して管理する。
⑧収穫米	米貯蔵施設の浸水に伴い発生する。腐敗性が強く、公衆衛生の確保のため対応を優先する必要がある。	焼却処理、埋立処分等を行う。
⑨飼料・肥料	農家等の農業・畜産資材倉庫の解体や浸水等に伴い発生する。悪臭、虫の発生など、生活環境保全の支障が生じるおそれがあるため、取り扱いに注意を要する。	最終的には焼却処理、埋立処分等を行うが、可能な限りフレコンバック等に袋詰めを実施する。

⑩農機具類	農家等の農業資材倉庫の解体や浸水等に伴い発生する。保管場所、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	最終的には、専門業者への引取を委託するが、燃料やバッテリーを取り出して保管する。
⑪石油ストーブ	家屋解体や津波や水害による流出等に伴い発生する。保管場所、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	平時の処理ルートを活用して、粗大ごみとして処理を行うが、燃料タンクと電池を取り外して保管する。
⑫PCB 廃棄物	発電施設の倒壊、解体により発生する。PCB は周辺環境の汚染や住民の健康被害が懸念されることから対応を優先する必要がある。	最終的には、専門業者への処理を委託するが、PCB 廃棄物が飛散、流出、地下浸透、腐食しないよう必要な対策を講じ保管する。
⑬太陽光発電設備	建物の倒壊により発生する。太陽光発電設備は、接近又は接触すると感電する恐れがあることから、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	運搬および保管にあたっては、感電防止の他、破損等による怪我の防止や水濡れ防止等必要な対策を講じる。
⑭蓄電池	建物の倒壊や津波、水害による流出に伴い発生する。蓄電池は、接近又は接触すると感電する恐れがあることから、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	作業にあたっては、感電防止対策を講じる。

10. 思い出の品への対応

損壊建物の解体などを含む災害廃棄物の撤去作業（業者及びボランティア）においては、思い出の品や貴重品を取り扱うこともあるため、市町村は、歴史的遺産、文化財等が他の災害廃棄物と混在しないことなどに留意した、思い出の品等の取り扱いルールを作成する。

【思い出の品等の取り扱いルール（例）】

- ・ 定義 : アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、PC、カメラ、ビデオ、携帯電話、貴重品（財布、通帳、印鑑、貴金属）等
- ・ 基本事項 : 公共施設で保管、台帳の作成、広報、閲覧、申告等により引き渡し
- ・ 回収方法 : 災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場で発見された場合はその都度回収する。または住民の持込みによって回収する。
- ・ 保管方法 : 泥や土が付着している場合は洗浄して保管する。
- ・ 運営方法 : 地元雇用やボランティア等の協力を検討する。
- ・ 返却方法 : 基本は面会引き渡しとする。本人確認ができる場合は郵送引き渡しも可とする。

第5章その他

1. 環境対策

災害廃棄物の処理にあたっては、迅速な対応が求められるとともに、住民の健康や生活環境の保全に配慮して適正に処理を行う必要があるため、仮置場や損壊家屋等の解体・撤去現場等において実施する県計画及び対策指針に基づいた環境対策を予め整理する。

表 5-1 災害廃棄物処理における環境影響と環境対策

項目	環境影響	対策例（発災時）
大気	<ul style="list-style-type: none"> ○ 解体・撤去、仮置場での作業における粉じんの飛散 ○ 石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理における飛散 ○ 災害廃棄物保管における有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的な散水の実施 ○ 保管、選別、処理装置への屋根の設置 ○ 飛散防止ネットの設置 ○ フレコンバッグへの保管 ○ 搬入路への鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ○ 運搬車両退出時のタイヤ洗浄 ○ 収集時や作業時における目視による石綿分別の徹底 ○ 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ○ 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制

騒音・振動	<input type="checkbox"/> 撤去・解体等処理作業における騒音・振動 <input type="checkbox"/> 仮置場への搬入、搬出車両の通行における騒音・振動	<input type="checkbox"/> 低騒音・低振動タイプの機械、重機の使用 <input type="checkbox"/> 処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌汚染	<input type="checkbox"/> 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出	<input type="checkbox"/> 敷地内に遮水シートを敷設 <input type="checkbox"/> PCB等の有害廃棄物の分別保管
臭気	<input type="checkbox"/> 災害廃棄物からの悪臭	<input type="checkbox"/> 腐敗性廃棄物の優先的な処理 <input type="checkbox"/> 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	<input type="checkbox"/> 災害廃棄物に含まれる有害物質の降雨等による公共水域への流出	<input type="checkbox"/> 敷地内に遮水シートを敷設 <input type="checkbox"/> 敷地内で発生する排水、雨水の処理 <input type="checkbox"/> 水たまりを埋めて腐敗防止 <input type="checkbox"/> 必要に応じた水質検査等

2. 損壊家屋の解体・撤去

発災後、当該災害における損壊家屋等の公費解体の実施については、環境省の通知を基に対応する。

町が実施する家屋の解体等に当たっては、以下を考慮する。

- 土木部局等と調整し通行上支障がある災害廃棄物を撤去するとともに、倒壊の危険性のある損壊家屋等を優先的に解体するなど、解体・撤去の優先順位を決めて実施する。
- 所有権や家屋内部の貴重品、思い出の品等の取り扱いがあり、基本的には所有者の承諾が必要となるため、平常時に調整したルール等に基づき適切に対応する。
- 津波被害により家屋が流出するなどして、家屋の基礎部分のみが残されている場合の一般家屋の基礎撤去等に当たっては、敷地境界が曖昧になるなどの問題が生じるため、所有者の同意書を受理のうえ、所有者、隣接者の立ち会いを求めることが、災害時の円滑な基礎撤去作業につながる。
- ※ 原則として、被災した家屋の解体については、所有者の責任において処理されるものである。
- ※ 解体撤去の支援について民間事業者団体と協定を締結している。(県が締結している協定を利用する。)

3. 県への事務委託

高島町は、大規模災害等により行政機能が喪失した場合、地方自治法の規定に基づき、県と災害廃棄物処理の事務委託の範囲を協議したうえで、県へその事務を委託す

る。この場合、災害廃棄物処理の主体は県となるが、高島町も多くの作業を行う。

なお、事務委託に当たっては、委託する高島町及び受託する県双方の議会の議決が必要となるため事務委託するかどうかは迅速に判断する必要がある。

※ 災害廃棄物の処理については、環境省が所轄する災害等廃棄物処理事業国庫補助金が適用されるが、補助金申請及び補助金交付は、被災市町村が国に申請して行われるため、速やかに補助金申請手続きを行う必要がある。

4. 人材の育成・確保

災害廃棄物対策のための人材の育成・確保について、以下の内容に取り組む。

- 災害廃棄物計画の策定・改定を通じて人材の育成を図るとともに、それぞれの災害廃棄物処理計画の記載内容について、平常時から職員に周知し、災害時に処理計画が有効に活用されるよう教育を継続的に行う。
- 個別の業務マニュアルを作成するなどし、計画で定めた一般廃棄物処理施設における災害時の分別及び仮設施設設置等に係る対応や仮置場の設置、運営及び管理方法について確認・対応力を向上させるため、ワーキンググループによる検討や図上訓練等を実施する。
- 被災状況を踏まえ、住民の生活環境の保全に最大限配慮しつつ、優先順位をつけて業務が進められるよう、研修会や訓練を行う。
- 災害廃棄物の処理については、廃棄物の知識が必要なことから、廃棄物処理の実務経験者や廃棄物行政経験者のリストアップを行う。
- 平常時から環境部局の経験者等や廃棄物処理に携わった職員が退職したときは、災害発生時の協力を依頼するなど、人材を確保する。
- 大規模災害時に退職者やボランティアが迅速に災害廃棄物の処理に関われるよう、災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法などを迅速に説明できる体制を整える。
- 県が開催する災害廃棄物対策に関する研修会へ積極的に参加する。